



令和6年11月6日

【照会先】

大分労働局 労働基準部

健康安全課長 嶋田 高彰

課長補佐 小野伸太郎

電話 097-536-3213

報道関係者 各位

塗装作業における爆発災害等防止対策の徹底を要請

～ 造船所における死亡災害の再発防止に向けて ～

大分労働局(局長 佐藤広道)は、令和6年10月16日、臼杵市の造船所において、塗装作業中に爆発による死亡災害が発生したことから、令和6年11月5日、大分県内の造船業関係団体及びその他の事業者団体、合計19団体に対し、同種災害防止の徹底について、文書で要請を行いました。

文書による要請の内容

1 要請目的

塗装作業中の爆発災害及び有機溶剤中毒等による労働災害防止対策の徹底を求めるもの。

2 要請先、要請日等

全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部大分支部ほか18の事業者団体に要請しました。

3 主な要請内容

- (1)事業者は、引火性の物の蒸気、可燃性ガス又は可燃性の粉じんが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所については、当該蒸気、ガス又は粉じんによる爆発又は火災を防止するため、通風、換気、除じん等の措置を講じること。
- (2)元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、随時、元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における作業間の連絡及び調整を行うこと。
- (3)元方事業者は、関係請負人が有機溶剤を用いた塗装作業を、別の関係請負人が溶接作業を行う場合、十分な通風又は換気、防爆構造による電気機械器具の使用等について指導するとともに、作業を行う時間帯の制限、立入禁止等の措置を講じること。
- (4)元方事業者は、関係請負人に対する労働衛生指導を適切に行うこと。

(5) 事業者は、使用する有機溶剤の種類に応じて、有機溶剤業務にあつては有機溶剤作業主任者を、有機溶剤業務以外にあつては有機溶剤作業主任者に準ずる者を選任し、危険を防止するための職務を遂行させること。

添付資料 令和6年11月5日付け要請文

別記の製造業の団体等の長 殿

大分労働局長

塗装作業に係る爆発災害等防止対策の徹底について（要請）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、塗装作業においては、従来から労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）及び関係省令等を遵守することにより爆発災害の防止及び有機溶剤中毒の予防について徹底を図ってきているところではありますが、本年10月16日、佐伯労働基準監督署管内の造船所において、艀装船の機関室で爆発が発生し、塗装作業を行っていた労働者1名が死亡するという重篤な労働災害が発生しました。

この労働災害の発生原因等については、現在、佐伯労働基準監督署において調査中ではありますが、その他の製造業の事業場においても、通風の不十分な場所で塗装作業が行われた場合に、同種の労働災害が発生することが懸念されます。

つきましては、貴傘下の会員事業場に対して、塗装作業における同種の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るため、下記事項の周知を図っていただくとともに、下記事項に関連する安全衛生管理が定着するよう必要な指導・援助に努めていただくよう要請いたします。

記

第1 爆発災害の防止

1 通風、換気等による爆発又は火災の防止

事業者¹は、引火性の物の蒸気、可燃性ガス又は可燃性の粉じんが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所については、当該蒸気、ガス又は粉じんによる爆発又は火災を防止するため、通風、換気、除じん等の措置を講じること。なお、引火性の物の蒸気が有機溶剤である場合には、有機溶剤中毒予防規則に定める基準をみたすことができる局所排気装置、全体換気装置等の措置を講ずる必要があること。

（安衛法第20条第2号 労働安全衛生規則第261条）

2 作業間の連絡調整の実施

元方事業者²は、混在作業による労働災害を防止するため、随時、元方事業者と関

係請負人³との間及び関係請負人相互間における作業間の連絡及び調整を行うこと。

例えば、関係請負人が有機溶剤を用いた塗装作業を行い、近接する箇所で別の関係請負人が溶接作業を行う場合、元方事業者は、十分な通風又は換気、防爆構造による電気機械器具の使用等について指導するとともに、作業を行う時間帯の制限等の措置を講じること。

その他、火災又は爆発の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者の立入りを禁止する等の措置を関係請負人と調整の上で実行すること。

(安衛法第30条第1項第2号 造船業)

(安衛法第30条の2第1項 造船業以外の製造業)

3 危険性及び有害性等の情報の提供

元方事業者は、化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立入りを関係請負人に行わせる場合には、その作業が開始される前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した以下の内容の文書等を作成し、関係請負人に交付する必要があること。(安衛法第31条の2)

- ア 化学物質等の危険性及び有害性
- イ 当該作業の安全衛生上の注意点
- ウ 当該作業について講じた安全衛生確保措置
- エ 事故発生時の応急措置

第2 有機溶剤等による中毒の予防

有機溶剤予防規則に基づき、以下の措置を講じた上で、適切な作業管理、作業環境管理及び健康管理を実施し、有機溶剤等による中毒を予防すること。

1 使用する有機溶剤等の危険有害性の確認と周知

事業者は、化学物質管理者を選任し、使用前に、ラベル・SDSで塗装や作業に使用する製剤などに含まれる化学物質や有機溶剤等の危険性及び有害性を確認し、その情報に基づき、リスクアセスメントを実施するとともに、その結果及び有機溶剤等に係る事故発生時の措置について、労働者に周知すること。

2 作業主任者の選任

事業者は、使用する有機溶剤の種類に応じて、有機溶剤作業主任者及び保護具着用管理責任者を選任すること。

- 1 「事業者」とは、事業を行う者で、労働者を使用するものをいうこと。
- 2 「元方事業者」とは、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをいうこと。なお、仕事の一部を請け負わせる契約が複数ある場合(2次下請など)については、最も先次の請負契約における仕事を注文した者がこれに該当すること。なお、元方事業者のうち造船業に属する事業を行う者は特定元方事業者であること。
- 3 「関係請負人」とは、元方事業者から仕事を請け負っているすべての請負人をいうこと。なお、数次の請負契約によって行われる場合はそのすべての請負契約の当事者を含むこと。

別添参考資料

「製造業(造船業を除く。)における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」

「造船業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」

別記

全国造船安全衛生対策推進本部 九州・山口総支部大支部
（一社）大分県労働基準協会
大分製鐵所 大協会
大分市工業連合会
大分県自動車車体整備協同組合
（一社）大分県自動車整備振興会
協同組合大分県鉄構工業会
（一社）大分県工業連合会
大分県金属工業団地協同組合

製造業（造船業を除く。）における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針

第 1 趣旨及び適用範囲

1 本指針の趣旨

製造業においては、近年、業務請負が増加し、これを背景とした労働災害が発生している。また、関係請負人の労働災害の発生率は、元方事業者のものと比較して一般に高いところである。

これら関係請負人は、設備の修理、製品の運搬等危険、有害性の高い作業を分担することが多く、さらにその作業場所が元方事業者の事業場構内であることから、関係請負人の自主的な努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない面があるため、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)においては、従来から、当該事業遂行の全般について権限と責任を有している元方事業者に一定の義務を課してきたところであるが、今般、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害(以下「混在作業による労働災害」という。)を防止するため、労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 108 号)により、製造業(造船業を除く。)の元方事業者に作業間の連絡調整の実施等が義務付けられたところである。

本指針は、製造業(造船業を除く。)における元方事業者及び関係請負人の労働災害の防止を図ることを目的とし、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理(以下「総合的な安全衛生管理」という。)を確立するため、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが法令に基づき実施しなければならない事項及び実施することが望ましい事項を併せて示したものである。

2 本指針の対象

本指針は、製造業(造船業を除く。)に属する事業の元方事業者(以下本指針において単に「元方事業者」という。)及び関係請負人を対象とする。

なお、事業者が、設備の改修の全部を建設事業者に発注する場合など仕事の全部を注文し自らはその仕事を行わない場合は、当該事業者は元方事業者には該当しないが、第 2 の 9 及び 12 の(1)等法令に基づき注文者が実施しなければならない事項は、当然に遵守する必要がある。

第 2 元方事業者が実施すべき事項

元方事業者は、総合的な安全衛生管理を確立するため、以下の事項を実施すること。

1 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施

(1) 作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等

元方事業者は、総合的な安全衛生管理の体制を確立するため、元方事業者の事業場全体の労働者の数(元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者を合わせた労働者数)が常時 50 人以上である場合は、作業間の連絡調整等 2 以下に掲げる事項を統括管理する者を選任し、当該事項を統括管理させること。

(2) 安全衛生に関する計画の作成及び実施

元方事業者は、労働災害防止対策として実施すべき主要な事項(関係請負人に対して実施する事項

を含む。)を定めた安全衛生に関する計画(以下「安全衛生計画」という。)を作成し、関係請負人に周知させること。また、安全衛生計画に沿って労働災害防止対策を実施すること。

2 作業間の連絡調整の実施

元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、随時、元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における作業間の連絡及び調整を行う必要があること。(法第30条の2第1項)

作業間の連絡調整の具体的な内容は、混在作業の内容に応じ異なるが、次の表の左欄に掲げる場合には、同表の右欄に定める措置を講じること。

また、作業間の連絡調整の具体的な実施は、作業発注時にあらかじめ作業指示書に具体的な実施事項を記載した上で関係請負人に通知する、現場における作業開始前の打合せにおいて関係請負人に指示する等の方法によること。

<p>ア 一の作業に用いられる一連の機械等について、ある関係請負人が運転を、別の関係請負人が点検等を行う場合</p>	<p>それぞれの作業の開始又は終了に係る連絡、作業を行う時間帯の制限等の措置</p>
<p>イ 複数の関係請負人がそれぞれ車両系荷役運搬機械等を用いた荷の運搬等の作業を行う場合</p>	<p>作業経路の制限、作業を行う時間帯の制限等の措置</p>
<p>ウ ある関係請負人が溶鉱等の高熱溶融物の運搬等周囲に火災等の危険を及ぼす作業を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合</p>	<p>周囲での作業に係る範囲の制限等の措置</p>
<p>エ ある関係請負人が有機溶剤を用いた塗装作業を、別の関係請負人が溶接作業を行う場合</p>	<p>通風又は換気、防爆構造による電気機械器具の使用等についての指導、作業を行う時間帯の制限等の措置</p>
<p>オ ある関係請負人が物体の落下を伴うおそれのある作業を、別の関係請負人がその下の場所で別の作業を行う場合</p>	<p>落下防止措置に関する指導、物体の落下のおそれがある場所への立入り禁止又は当該場所で作業を行う時間帯の制限等の措置</p>
<p>カ ある関係請負人が別の関係請負人も使用する通路等に設けられた手すりを取り外す場合、設備の安全装置を解除する場合等</p>	<p>その旨の別の関係請負人への連絡、必要な災害防止措置についての指導等の措置</p>
<p>キ ある関係請負人が化学設備を開放し、当該化学設備の内部に立ち入って修理を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合</p>	<p>化学物質等の漏洩防止に関する指導、作業を行う時間帯の制限、法第31条の2の化学物質等の危険性及び有害性等に関する情報の提供等の措置</p>
<p>ク その他、元方事業者と関係請負人及び関係請負人相互が混在作業を行う場合</p>	<p>当該混在作業によって生ずる労働災害の防止を図るために必要な措置</p>

3 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営

元方事業者は、関係請負人との間において必要な情報を共有し、共通認識を持つことが混在作業による労働災害防止に当たって有効であることから、関係請負人の数が少ない場合を除き、関係請負人と協議を行う場(以下「協議会」という。)を設置し、定期的開催するとともに、その使用する労働者に協議会における協議結果を周知させること。

また、機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内容を大幅に変更したとき、関係請負人が入れ替わったとき等混在作業による労働災害の防止のために協議すべき必要が生じたときにも協議会を開催すること。

協議会の参加者及び議題は、次によること。

ア 参加者

(ア) 元方事業者

- a 作業間の連絡調整等の統括管理を行う者
- b 安全管理者及び衛生管理者又は安全衛生推進者(以下「安全管理者等」という。)
- c 職長等

(イ) 関係請負人

- a 第3の1により関係請負人が選任する責任者
- b 安全管理者等

イ 議題

議題には、安全衛生に関する方針、目標、計画に関すること、作業手順や点検基準等の安全衛生規程及び当該規程に基づく作業等の実施に関すること、労働者に対する教育の実施に関すること、クレーン等の運転についての合図の統一等に関すること、作業場所の巡視の結果及びこれに基づく措置に関すること、労働災害の原因及び再発防止対策に関すること等があること。

4 作業場所の巡視

元方事業者は、連絡調整の実施状況等現場の状況を確認することが混在作業による労働災害の防止に当たって有効であることから、定期的な、混在作業による労働災害を防止するため必要な範囲について作業場所を巡視すること。また、機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内容を大幅に変更したとき、関係請負人が入れ替わったとき等においても同様に巡視すること。

巡視に当たっては、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第6条による安全管理者の職場巡視や、3の協議会においてパトロールを実施する場合の当該パトロールに併せて実施するなど、事業場全体の安全衛生管理活動との関連性を考慮して効果的かつ効率的に実施すること。

5 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助

元方事業者は、必要に応じ、関係請負人が行う労働者の雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育等の安全衛生教育について、場所の提供、資料の提供等を行うこと。

6 クレーン等の運転についての合図の統一等

元方事業者は、クレーン等の運転についての合図の統一、事故現場等の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等を行う必要があること。(安衛則第 643 条の 3 から第 643 条の 6 まで)

7 元方事業者による関係請負人の把握等

(1) 関係請負人の責任者等の把握

元方事業者は、作業間の連絡調整、協議会の設置運営等の円滑な実施のため、関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかに、作業間の連絡調整等を統括管理する元方事業者に属する者との連絡等を行う責任者(第3の1)の選任状況及び安全管理者等の選任状況を通知させ、これを把握しておくこと。

また、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対しては、関係請負人が作業を開始することとなった日以前の作業間の連絡調整の措置、クレーン等の運転についての合図の統一等及び協議会における協議内容のうち、当該関係請負人に係る必要な事項を周知させること。

(2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持込み状況の把握

元方事業者は、関係請負人が防爆構造の電気機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等労働災害発生のおそれのある機械等を持ち込む場合は、当該関係請負人に、事前に通知させこれを把握しておくとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させること。

8 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置

元方事業者は、関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用させて作業を行わせる場合には、当該機械等について、法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認するとともに、当該機械等について法第 28 条の 2 第 1 項に基づく調査等を実施した場合には、リスク低減措置を実施した後に見込まれる残留リスクなどの情報を当該関係請負人に対して提供すること。

また、当該機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を当該関係請負人に確実に実施させるとともに、定期自主検査の結果、作業環境測定結果の評価、労働者の特殊健康診断の結果等により、当該機械等の補修その他の改善措置を講じる必要がある場合は、当該関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、又は元方事業者自らが当該関係請負人と協議の上、これを講じること。

9 危険性及び有害性等の情報の提供

元方事業者は、化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立入りを関係請負人に行わせる場合には、その作業が開始される前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した文書等を作成し、当該関係請負人に交付する必要があること。(法第 31 条の 2)

10 作業環境管理

元方事業者は、作業環境測定結果の評価に基づいて関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用等について、必要な指導を行うこと。

なお、元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われている場合における作業環境測定については、一の事業者が作業環境測定を行い、その結果を共同利用することとしても差し支えないものであるため(昭和 50 年 8 月 1 日付け基発第 448 号通達の記の第 5 の第 65 条関係)、元

方事業者が実施した作業環境測定の結果は、当該測定の範囲において作業を行う関係請負人が活用できるものであること。

11 健康管理

関係請負人の労働者の健康管理は当該関係請負人が行う必要があるものであるが、元方事業者は、関係請負人の労働者の健康診断の受診率を高めるため、自らの労働者に対して実施する健康診断と関係請負人がその労働者に対して実施する健康診断を同じ日に実施することができるよう日程調整する、関係請負人に対して健康診断機関を斡旋する等の措置を行うこと。また、元方事業者は、必要に応じ、関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知その他有害業務に係る健康管理措置の周知等を行うこと。

12 その他請負に伴う実施事項

(1) 仕事の注文者としての配慮事項

元方事業者は、労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じる能力がない事業者、必要な安全衛生管理体制を確保することができない事業者等労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者に仕事を請け負わせないこと。

また、元方事業者は、仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮する必要があること。(法第3条第3項)

このため、元方事業者の組織内における安全衛生管理部門並びに設計部門及び作業発注部門間の連携を図ること。

なお、これらの事項は、仕事の全部を注文し自らは仕事をを行わない事業者についても同様であること。

(2) 関係請負人及びその労働者に対する指導等

元方事業者は、関係請負人及びその労働者が法令の規定に違反しないよう必要な指導及び違反していると認められる場合における必要な指示等を行う必要があること。(法第29条)

(3) 適正な請負

請負とは、当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するもの(民法(明治29年法律第89号。以下「民法」という。)第632条)であり、注文者と労働者との間に指揮命令関係を生じないものであるが、元方事業者と関係請負人の労働者との間に現に指揮命令関係がある場合(具体的には「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)」により判断される。)には、請負形式の契約により仕事が行われていても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の適用を受けることになる。この場合、元方事業者は、当該労働者について、同法に基づき派遣先事業主として労働安全衛生法上の措置を講じる必要があること。

第3 関係請負人が実施すべき事項

1 元方事業者との連絡等を行う責任者の選任

関係請負人は、元方事業者が第2の1(1)の作業間の連絡調整等を統括管理する者を選任した場合は、当該者との連絡その他労働災害を防止するために必要な事項を実施する責任者を選任し、当該事項を実施させること。

2 作業間の連絡調整の措置の実施

関係請負人は、第2の2の元方事業者による作業間の連絡調整の措置のうち、当該関係請負人に関する事項について、その使用する労働者に周知させ、これを確実に実施すること。

3 協議会への参加

関係請負人は、元方事業者において第2の3の協議会が設置された場合は、第2の3のア(イ)の者等を参加させるとともに、その使用する労働者に協議会における協議結果を周知させること。

4 クレーン等の運転についての合図の統一等

関係請負人は、クレーン等の運転についての合図を定めるときは、元方事業者が統一的に定めたクレーン等の運転についての合図と同一のものを定める必要があること(法第32条第1項、安衛則第643条の3第2項)。

事故現場等の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等についても同様であること。

5 関係請負人に関する事項の通知等

(1) 名称等の通知

ア 関係請負人は、元方事業者から直接仕事を請け負った場合は元方事業者に対し、別の関係請負人から仕事を請け負った場合は当該別の関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかに、第3の1により関係請負人が選任する責任者の選任状況、安全管理者等の選任状況を通知すること。

イ 関係請負人は、仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせる場合は、当該別の関係請負人から通知された情報についても、併せて上記アにより通知すること。

(2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持込み状況の通知

関係請負人は、防爆構造の電気機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等労働災害発生のおそれのある機械等を持ち込む場合は、元方事業者に対し事前に通知すること。また、持込んだ機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施する必要があること。

6 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置

関係請負人は、別の関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用させて作業を行わせる場合には、当該機械等について法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認するとともに、当該機械等について法第28条の2第1項に基づく調査等を実施した場合には、リスク低減措置を実施した

後に見込まれる残留リスクなどの情報を当該別の関係請負人に対して提供すること。

また、当該機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を当該別の関係請負人に確実に実施させるとともに、定期自主検査の結果、作業環境測定結果の評価、労働者の特殊健康診断の結果等により、当該機械等の補修その他の改善措置を講じる必要がある場合は、当該別の関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、又は当該関係請負人自らが当該別の関係請負人と協議の上、これを講じること。

7 危険性及び有害性等の情報の交付

関係請負人は、化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立ち入りを別の関係請負人に行わせる場合には、その作業が開始される前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した文書等を当該別の関係請負人に交付する必要があること。(法第 31 条の 2)

8 健康管理

関係請負人は、元方事業者がその労働者に対する健康診断の実施日に合わせて関係請負人の労働者に対する健康診断を実施することができるよう日程調整した場合は、その日に健康診断を受診させることにより、労働者の受診率を高めること。

なお、関係請負人の労働者の健康診断結果等の労働者個人の健康情報については、当該関係請負人が責任を持って取り扱う必要があること。ただし、作業環境の管理や就業上の措置を講じるに当たって、元方事業者が関係請負人の労働者個人の健康情報を取り扱う必要がある場合は、当該関係請負人がその旨を当該労働者に説明し、本人の同意を得た上で元方事業者に提供すること。

9 その他請負に伴う実施事項

(1) 仕事の注文者としての配慮事項

関係請負人が、仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせる場合は、労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じる能力がない事業者、必要な安全衛生管理体制を確保することができない事業者等労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者に仕事を請け負わせないこと。

また、この場合、関係請負人は、仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮する必要があること(法第 3 条第 3 項)。

(2) 適正な請負

請負とは、当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するもの(民法第 632 条)であり、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないものであるが、関係請負人が仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせた場合で、当該関係請負人と当該別の関係請負人の労働者との間に現に指揮命令関係がある場合(具体的には「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和 61 年労働省告示第 37 号)」により判断される。)には、請負形式の契約により仕事が行われていても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣法の適用を受けることになる。この場合、当該関係請負人は、当該別の関係請負人の労働者について、同法に基づき派遣先事業主として労働安全衛生法上の措置を講じる必要があること。

造船業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針

第1 趣旨及び適用範囲

1 本指針の趣旨

造船業においては、従来から、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第30条等の規定に基づき、当該事業遂行の全般について権限と責任を有している元方事業者に対し、連絡調整の実施等一定の義務を課してきたところである。

しかしながら、近年、造船業においては、分社化の進展等により業務請負が増加しているところであり、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害(以下「混在作業による労働災害」という。)の発生が懸念されるため、元方事業者による統括的な安全衛生管理の徹底が求められている。

本指針は、造船業における元方事業者及び関係請負人の労働災害の防止を図ることを目的とし、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理(以下「総合的な安全衛生管理」という。)を確立するため、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが法令に基づき実施しなければならない事項及び実施することが望ましい事項を併せて示したものである。

2 本指針の対象

本指針は、造船業に属する事業の元方事業者(以下本指針において単に「元方事業者」という。)及び関係請負人を対象とする。

なお、事業者が、設備の改修の全部を建設事業者に発注する場合など仕事の全部を注文し自らはその仕事を行わない場合は、当該事業者は元方事業者には該当しないが、第2の9及び12の(1)等法令に基づき注文者が実施しなければならない事項は、当然に遵守する必要がある。

第2 元方事業者が実施すべき事項

元方事業者は、総合的な安全衛生管理を確立するため、以下の事項を実施すること。

1 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施

(1) 統括安全衛生責任者の選任等

元方事業者で、事業場全体の労働者の数(元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者を合わせた労働者数)が常時50人以上であるものは、統括安全衛生責任者を選任し、作業間の連絡調整の実施等法第30条第1項各号に掲げる事項の統括管理を行わせる必要があること。(法第15条第1項)

また、統括安全衛生責任者を選任した場合には、法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、2以下に掲げる事項についても統括管理させること。

(2) 安全衛生に関する計画の作成及び実施

元方事業者は、労働災害防止対策として実施すべき主要な事項(関係請負人に対して実施する事項を含む。)を定めた安全衛生に関する計画(以下「安全衛生計画」という。)を作成し、関係請負人に周

知らせること。また、安全衛生計画に沿って労働災害防止対策を実施すること。

2 作業間の連絡調整の実施

元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、随時、元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における作業間の連絡及び調整を行う必要があること。(法第 30 条第 1 項第 2 号)

作業間の連絡調整の具体的な内容は、混在作業の内容に応じ異なるが、次の表の左欄に掲げる場合には、同表の右欄に定める措置を講じること。

また、作業間の連絡調整の具体的な実施は、作業発注時にあらかじめ作業指示書に具体的な実施事項を記載した上で関係請負人に通知する、現場における作業開始前の打合せにおいて関係請負人に指示する等の方法によること。

ア 一の作業に用いられる一連の機械等について、ある関係請負人が運転を、別の関係請負人が点検等を行う場合	それぞれの作業の開始又は終了に係る連絡、作業を行う時間帯の制限等の措置
イ 複数の関係請負人がそれぞれ車両系荷役運搬機械等を用いた荷の運搬等の作業を行う場合	作業経路の制限、作業を行う時間帯の制限等の措置
ウ ある関係請負人が溶鉱等の高熱溶融物の運搬等周囲に火災等の危険を及ぼす作業を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合	周囲での作業に係る範囲の制限等の措置
エ ある関係請負人が有機溶剤を用いた塗装作業を、別の関係請負人が溶接作業を行う場合	通風又は換気、防爆構造による電気機械器具の使用等についての指導、作業を行う時間帯の制限等の措置
オ ある関係請負人が物体の落下を伴うおそれのある作業を、別の関係請負人がその下の場所で別の作業を行う場合	落下防止措置に関する指導、物体の落下のおそれがある場所への立入り禁止又は当該場所で作業を行う時間帯の制限等の措置
カ ある関係請負人が別の関係請負人も使用する通路等に設けられた手すりを取り外す場合、設備の安全装置を解除する場合等	その旨の別の関係請負人への連絡、必要な災害防止措置についての指導等の措置
キ ある関係請負人が化学設備を開放し、当該化学設備の内部に立ち入って修理を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合	化学物質等の漏洩防止に関する指導、作業を行う時間帯の制限、法第 31 条の 2 の化学物質等の危険性及び有害性等に関する情報の提供等の措置
ク その他、元方事業者と関係請負人及び関係請負人相互が混在作業を行う場合	当該混在作業によって生ずる労働災害の防止を図るために必要な措置

3 協議組織の設置及び運営

元方事業者は、元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置し、会議を定期的に開催する必要があること(法第 30 条第 1 項第 1 号)。また、その使用する労働者に協議組織における協議結果を周知させること。

また、機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内容を大幅に変更したとき、関係請負人が入れ替わったとき等混在作業による労働災害の防止のために協議すべき必要が生じたときにも協議組織の会議を開催すること。

協議組織の参加者及び議題は、次によること。

ア 参加者

(ア) 元方事業者

- a 統括安全衛生責任者
- b 安全管理者及び衛生管理者又は安全衛生推進者(以下「安全管理者等」という。)
- c 職長等

(イ) 関係請負人

- a 安全衛生責任者
- b 安全管理者等

イ 議題

議題には、安全衛生に関する方針、目標、計画に関すること、作業手順や点検基準等の安全衛生規程及び当該規程に基づく作業等の実施に関すること、労働者に対する教育の実施に関すること、クレーン等の運転についての合図の統一等に関すること、作業場所の巡視の結果及びこれに基づく措置に関すること、労働災害の原因及び再発防止対策に関すること等があること。

4 作業場所の巡視

元方事業者は、毎作業日に少なくとも 1 回、作業場所を巡視する必要があること。(法第 30 条第 1 項第 3 号)

巡視に当たっては、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)第 6 条による安全管理者の職場巡視や、3 の協議組織においてパトロールを実施する場合の当該パトロールに併せて実施するなど、事業場全体の安全衛生管理活動との関連性を考慮して効果的かつ効率的に実施すること。

5 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助

元方事業者は、関係請負人が行う労働者の安全衛生のための教育について、教育を行う場所の提供、教育に使用する資料の提供等を行う必要があること。(法第 30 条第 1 項第 4 号)

6 クレーン等の運転についての合図の統一等

元方事業者は、クレーン等の運転についての合図の統一、事故現場等の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等を行う必要があること。(安衛則第 639 条から第 642 条まで)

7 元方事業者による関係請負人の把握等

(1) 関係請負人の責任者等の把握

元方事業者は、作業間の連絡調整、協議組織の設置運営等の円滑な実施のため、関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかに、安全衛生責任者の選任状況及び安全管理者等の選任状況を通知させ、これを把握しておくこと。

また、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対しては、関係請負人が作業を開始することとなった日以前の作業間の連絡調整の措置、クレーン等の運転についての合図の統一等及び協議組織における協議内容のうち、当該関係請負人に係る必要な事項を周知させること。

(2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持込み状況の把握

元方事業者は、関係請負人が防爆構造の電気機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等労働災害発生のおそれのある機械等を持ち込む場合は、当該関係請負人に、事前に通知させこれを把握しておくとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させること。

8 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置

元方事業者は、機械等を仕事を行う場所において関係請負人の労働者に使用させるときは、当該機械等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じる必要があること。(法第 31 条、安衛則第 644 条から第 662 条まで)

また、上記以外の機械等であっても、関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用させて作業を行わせる場合には、当該機械等について、法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認するとともに、当該機械等について法第 28 条の 2 第 1 項に基づく調査等を実施した場合には、リスク低減措置を実施した後に見込まれる残留リスクなどの情報を当該関係請負人に対して提供すること。

また、当該機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を当該関係請負人に確実に実施させるとともに、定期自主検査の結果、作業環境測定結果の評価、労働者の特殊健康診断の結果等により、当該機械等の補修その他の改善措置を講じる必要がある場合は、当該関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、又は元方事業者自らが当該関係請負人と協議の上、これを講じること。

9 危険性及び有害性等の情報の提供

元方事業者は、化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立入りを関係請負人に行わせる場合には、その作業が開始される前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した文書等を作成し、当該関係請負人に交付する必要があること。(法第 31 条の 2)

10 作業環境管理

元方事業者は、作業環境測定結果の評価に基づいて関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用等について、必要な指導を行うこと。

なお、元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われている場合における作業環境測定については、一の事業者が作業環境測定を行い、その結果を共同利用することとしても差し支えないものであるため(昭和 50 年 8 月 1 日付け基発第 448 号通達の記の第 5 の第 65 条関係)、元方事業者が実施した作業環境測定の結果は、当該測定の範囲において作業を行う関係請負人が活用で

きるものであること。

11 健康管理

関係請負人の労働者の健康管理は当該関係請負人が行う必要があるものであるが、元方事業者は、関係請負人の労働者の健康診断の受診率を高めるため、自らの労働者に対して実施する健康診断と関係請負人がその労働者に対して実施する健康診断を同じ日に実施することができるよう日程調整する、関係請負人に対して健康診断機関を斡旋する等の措置を行うこと。また、元方事業者は、必要に応じ、関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知その他有害業務に係る健康管理措置の周知等を行うこと

12 その他請負に伴う実施事項

(1) 仕事の注文者としての配慮事項

元方事業者は、労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じる能力がない事業者、必要な安全衛生管理体制を確保することができない事業者等労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者に仕事を請け負わせないこと。

また、元方事業者は、仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮する必要があること。(法第3条第3項)

このため、元方事業者の組織内における安全衛生管理部門並びに設計部門及び作業発注部門間の連携を図ること。

なお、これらの事項は、仕事の全部を注文し自らは仕事を行わない事業者についても同様であること。

(2) 関係請負人及びその労働者に対する指導等

元方事業者は、関係請負人及びその労働者が法令の規定に違反しないよう必要な指導及び違反していると認められる場合における必要な指示等を行う必要があること。(法第29条)

(3) 適正な請負

請負とは、当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するもの(民法(明治29年法律第89号。以下「民法」という。)第632条)であり、注文者と労働者との間に指揮命令関係を生じないものであるが、元方事業者と関係請負人の労働者との間に現に指揮命令関係がある場合(具体的には「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)」により判断される。)には、請負形式の契約により仕事が行われていても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の適用を受けることになる。この場合、元方事業者は、当該労働者について、同法に基づき派遣先事業主として労働安全衛生法上の措置を講じる必要があること。

第3 関係請負人が実施すべき事項

1 安全衛生責任者の選任

関係請負人は、元方事業者が統括安全衛生責任者を選任した場合は、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他法令で定める事項を実施させる必要があること(法第16条第1項)。

2 作業間の連絡調整の措置の実施

関係請負人は、第2の2の元方事業者による作業間の連絡調整の措置のうち、当該関係請負人に関する事項について、その使用する労働者に周知させ、これを確実に実施すること。

3 協議組織への参加

関係請負人は、元方事業者が設置する協議組織に参加する必要があること(安衛則第635条)。また、その使用する労働者に協議組織における協議結果を周知させること。

4 クレーン等の運転についての合図の統一等

関係請負人は、クレーン等の運転についての合図を定めるときは、元方事業者が統一的に定めたクレーン等の運転についての合図と同一のものを定める必要があること(法第32条第1項、安衛則第639条第2項)。

事故現場等の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等についても同様であること。

5 関係請負人に関する事項の通知等

(1) 名称等の通知

ア 関係請負人は、元方事業者から直接仕事を請け負った場合は元方事業者に対し、別の関係請負人から仕事を請け負った場合は当該別の関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかに、安全衛生責任者の選任状況、安全管理者等の選任状況を通知すること。

イ 関係請負人は、仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせる場合は、当該別の関係請負人から通知された情報についても、併せて上記アにより通知すること。

(2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持込み状況の通知

関係請負人は、防爆構造の電気機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等労働災害発生のおそれのある機械等を持ち込む場合は、元方事業者に対し事前に通知すること。また、持込んだ機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施する必要があること。

6 機械等を使用して作業を行わせる場合の措置

関係請負人は、機械等を仕事を行う場所において別の関係請負人の労働者に使用させるときは、当該機械等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じる必要があること。(法第31条、安衛則第644条から第662条まで)

また、上記以外の機械等であっても、別の関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用させて作業を行わせる場合には、当該機械等について法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認するとともに、当該機械等について法第 28 条の 2 第 1 項に基づく調査等を実施した場合には、リスク低減措置を実施した後に見込まれる残留リスクなどの情報を当該別の関係請負人に対して提供すること。

また、当該機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を当該別の関係請負人に確実に実施させるとともに、定期自主検査の結果、作業環境測定結果の評価、労働者の特殊健康診断の結果等により、当該機械等の補修その他の改善措置を講じる必要がある場合は、当該別の関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、又は当該関係請負人自らが当該別の関係請負人と協議の上、これを講じること。

7 危険性及び有害性等の情報の交付

関係請負人は、化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立ち入りを別の関係請負人に行わせる場合には、その作業が開始される前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した文書等を当該別の関係請負人に交付する必要があること。(法第 31 条の 2)

8 健康管理

関係請負人は、元方事業者がその労働者に対する健康診断の実施日に合わせて関係請負人の労働者に対する健康診断を実施することができるよう日程調整した場合は、その日に健康診断を受診させることにより、労働者の受診率を高めること。

なお、関係請負人の労働者の健康診断結果等の労働者個人の健康情報については、当該関係請負人が責任を持って取り扱う必要があること。ただし、作業環境の管理や就業上の措置を講じるに当たって、元方事業者が関係請負人の労働者個人の健康情報を取り扱う必要がある場合は、当該関係請負人がその旨を当該労働者に説明し、本人の同意を得た上で元方事業者に提供すること。

9 その他請負に伴う実施事項

(1) 仕事の注文者としての配慮事項

関係請負人が、仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせる場合は、労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じる能力がない事業者、必要な安全衛生管理体制を確保することができない事業者等労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者に仕事を請け負わせないこと。

また、この場合、関係請負人は、仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮する必要があること(法第 3 条第 3 項)。

(2) 適正な請負

請負とは、当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するもの(民法第 632 条)であり、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないものであるが、関係請負人が仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせた場合で、当該関係請負人と当該別の関係請負人の労働者との間に現に指揮命令関係がある場合(具体的には「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和 61 年労働省告示第 37 号)」により判断される。)には、請負形式

の契約により仕事が行われていても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣法の適用を受けることになる。この場合、当該関係請負人は、当該別の関係請負人の労働者について、同法に基づき派遣先事業主として労働安全衛生法上の措置を講じる必要があること。

別記の建設業の団体等の長 殿

大分労働局長

塗装作業に係る爆発災害等防止対策の徹底について（要請）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、塗装作業においては、従来から労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）及び関係省令等を遵守することにより爆発災害の防止及び有機溶剤中毒の予防について徹底を図ってきているところではありますが、本年10月16日、佐伯労働基準監督署管内の造船所において、艀装船の機関室で爆発が発生し、塗装作業を行っていた労働者1名が死亡するという重篤な労働災害が発生しました。

この労働災害の発生原因等については、現在、佐伯労働基準監督署において調査中ではありますが、建設工事現場においても、通風の不十分な場所で塗装作業が行われた場合に、同種の労働災害が発生することが懸念されます。

つきましては、貴傘下の会員事業場に対して、塗装作業における同種の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るため、下記事項の周知を図っていただくとともに、下記事項に関連する安全衛生管理が定着するよう必要な指導・援助に努めていただくよう要請いたします。

記

第1 爆発災害の防止

1 通風、換気等による爆発又は火災の防止

事業者¹は、引火性の物の蒸気、可燃性ガス又は可燃性の粉じんが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所については、当該蒸気、ガス又は粉じんによる爆発又は火災を防止するため、通風、換気、除じん等の措置を講じること。なお、引火性の物の蒸気が有機溶剤である場合には、有機溶剤中毒予防規則に定める基準をみたすことができる局所排気装置、全体換気装置等の措置を講ずる必要があること。

（安衛法第20条第2号 労働安全衛生規則第261条）

2 作業間の連絡調整の実施

元方事業者²は、混在作業による労働災害を防止するため、随時、元方事業者と関係請負人³との間及び関係請負人相互間における作業間の連絡及び調整を行うこと。

例えば、関係請負人が有機溶剤を用いた塗装作業を行い、近接する箇所で別の関係請負人が溶接作業を行う場合、元方事業者は、十分な通風又は換気、防爆構造による電気機械器具の使用等について指導するとともに、作業を行う時間帯の制限等の措置を講じること。

その他、火災又は爆発の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者の立入りを禁止する等の措置を関係請負人と調整の上で実行すること。

(安衛法第30条第1項第2号)

3 危険性及び有害性等の情報の提供

元方事業者は、化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立入りを関係請負人に行わせる場合には、その作業が開始される前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した以下の内容の文書等を作成し、関係請負人に交付する必要があること。(安衛法第31条の2)

- ア 化学物質等の危険性及び有害性
- イ 当該作業の安全衛生上の注意点
- ウ 当該作業について講じた安全衛生確保措置
- エ 事故発生時の応急措置

第2 有機溶剤等による中毒の予防

「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、専門工事業者及び元方事業者がそれぞれの立場に立った労働衛生管理体制を以下のとおり整備したうえで、有機溶剤中毒予防規則及びガイドラインにより作業管理、作業環境管理及び健康管理を実施し、有機溶剤等による中毒を予防すること。

1 化学物質管理者及び作業主任者の選任

事業者は、化学物質管理者を選任し、使用前に、ラベル・SDSで塗装や作業に使用する製剤などに含まれる化学物質や有機溶剤等の危険性及び有害性を確認し、その情報に基づき、リスクアセスメントを実施するとともに、その結果を踏まえ、労働者が有機溶剤等にばく露される程度を最小限度にすること。その際、建設業労働災害防止協会が作成する化学物質に管理に関する資料や管理マニュアル等を必要に応じて活用すること。

また、使用する有機溶剤の種類に応じて、有機溶剤業務にあつては有機溶剤作業主任者及び保護具着用管理責任者を、有機溶剤業務以外にあつては有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者の中から有機溶剤作業主任者に準ずる者を選任し、次に掲げる事項を行わせること。

(1) 作業手順書を作成し、これに基づき有機溶剤を用いる業務に従事する労働者(以下「労働者」という。)を指揮すること。

なお、作業手順書には次の内容を記載すること。

- ア 作業を行う日時
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- エ 労働者の数
- オ 使用する有機溶剤等
- カ 換気の方法及び使用する換気設備
- キ 使用する保護具
- ク 有機溶剤の気中濃度が一定の濃度に達した場合に警報を発する装置の設置場所及び警報の設定方法
- ケ 有機溶剤等の保管及び廃棄処理の方法
- コ 作業の工程

(2) 作業中に、労働者が保護具を適切に使用しているか監視すること。

(3) ガイドライン3から7に掲げる事項について実施状況を確認し、必要に応じて改善すること。

2 元方事業者による管理

事業者が工事の一部を請負人に請け負わせている場合、元方事業者は関係請負人に対する労働衛生指導を適切に行うため、次の事項を行うこと。

(1) 関係請負人から上記1(1)により作成された作業手順書を提出させるとともに、次の事項を通知させること。

ア 労働衛生を担当する者の氏名及び作業現場の巡視状況

イ 有機溶剤作業主任者又は有機溶剤作業主任者に準ずる者(以下「作業主任者等」という。)の氏名

ウ 労働者の労働衛生に係る資格の取得状況

エ 労働者の有機溶剤に係る労働衛生教育の受講の有無

オ 作業日ごとの作業の開始及び終了予定時刻

(2) 作業主任者等が上記1に掲げる事項を適切に履行しているか確認するとともに、作業手順書の作成を指導する等、積極的にその履行を支援すること。

(3) 作業場所の巡視を行うこと。

(4) 作業手順書等により、作業の方法等が不適切であると判断した場合は、これを改善するよう指導すること。

1 「事業者」とは、事業を行う者で、労働者を使用するものをいうこと。

2 「元方事業者」とは、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをいうこと。なお、仕事の一部を請け負わせる契約が複数ある場合(2次下請など)については、最も先次の請負契約における仕事を注文した者がこれに該当すること。なお、元方事業者のうち建設業に属する事業を行う者は特定元方事業者であること。

3 「関係請負人」とは、元方事業者から仕事を請け負っているすべての請負人をいうこと。なお、数次の請負契約によって行われる場合はそのすべての請負契約の当事者を含むこと。

別添参考資料

「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドライン」

別記

建設業労働災害防止協会 大分県支部

(一社)大分県建設業協会

大分県建造物解体工事業協同組合

大分県管工事協同組合連合会

大分県電気工事業工業組合

大分県屋根工事業協同組合

大分県左官業組合連合会

協同組合大分県塗装防水仕上工業会

(一社)大分県鳶土工業連合会

大分県建設型枠工事業協同組合

建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、建設業において有機溶剤又は有機溶剤含有物(以下「有機溶剤等」という。)を用いて行う塗装、防水等の業務に従事する労働者の有機溶剤中毒を予防するため、作業管理、作業環境管理、健康管理等について事業者及び元方事業者が留意すべき事項を示したものである。

なお、有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。)の適用のない有機溶剤等であって、有機溶剤中毒を起こすおそれのあるものを用いる場合にあっては、本ガイドラインの対象となるものである。

2 労働衛生管理体制

(1) 作業主任者の選任等

事業者は、使用する有機溶剤の種類に応じて、有機溶剤業務(労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 6 条第 22 号に定める業務)にあっては有機溶剤作業主任者を、有機溶剤業務以外にあっては有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のなかから有機溶剤作業主任者に準ずる者を選任し、次に掲げる事項を行わせること。

イ 作業手順書を作成し、これに基づき有機溶剤を用いる業務に従事する労働者(以下「労働者」という。)を指揮すること。

なお、作業手順書には次の内容を記載すること。

- (イ) 作業を行う日時
 - (ロ) 作業の内容
 - (ハ) 作業場所
 - (ニ) 労働者の数
 - (ホ) 使用する有機溶剤等
 - (ヘ) 換気の方法及び使用する換気設備
 - (ト) 使用する保護具
 - (チ) 有機溶剤の気中濃度が一定の濃度に達した場合に警報を発する装置(以下「警報装置」という。)の設置場所及び警報の設定方法
 - (リ) 有機溶剤等の保管及び廃棄処理の方法
 - (ヌ) 作業の工程
- ロ 作業中に、労働者が保護具を適切に使用しているか監視すること。
- ハ 下記 3 から 7 に掲げる事項について実施状況を確認し、必要に応じて改善すること。

(2) 元方事業者による管理

事業者が工事の一部を請負人に請け負わせている場合、元方事業者は関係請負人に対する労働衛生指導を適切に行うため、次の事項を行うこと。

イ 関係請負人から上記(1)のイにより作成された作業手順書を提出させるとともに、次の事項を通知させること。

- (イ) 労働衛生を担当する者の氏名及び作業現場の巡視状況

(ロ) 有機溶剤作業主任者又は有機溶剤作業主任者に準ずる者(以下「作業主任者等」という。)の氏名

(ハ) 労働者の労働衛生に係る資格の取得状況

(二) 労働者の有機溶剤に係る労働衛生教育の受講の有無

(ホ) 作業日ごとの作業の開始及び終了予定時刻

ロ 作業主任者等が上記 2 に掲げる事項を適切に履行しているか確認するとともに、作業手順書の作成を指導する等、積極的にその履行を支援すること。

ハ 作業場所の巡視を行うこと。

二 作業手順書等により、作業の方法等が不適切であると判断した場合は、これを改善するよう指導すること。

3 作業管理

事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 作業開始前における管理

イ なるべく危険有害性の少ない有機溶剤等を選択すること。

ロ 使用する工具の破損及び機械設備の故障がないか確認すること。

ハ 作業の条件に応じて、適切な保護具を選択すること。特に、呼吸用保護具の選択については下記 5 によること。

二 保護具が労働者の人数分だけそろっているか確認すること。

ホ 保護具に破損がないか確認すること。

へ 保護具が清潔に保持されているか確認すること。

ト 下記 4 により、使用する有機溶剤等の危険有害性を確認し、周知徹底すること。

(2) 作業中の管理

イ 労働者に適切な保護具を使用させること。特に、呼吸用保護具を使用させるときには、下記 5 によること。

ロ 労働者が有機溶剤に直接ばく露されないようにすること。

ハ 作業手順書に従って作業を行うこと。

(3) 作業終了後における管理

イ 残存する有機溶剤等の容器及び空容器は作業を行った日ごとに持ち帰ること。

ロ 残存する有機溶剤等の容器及び空容器を保管する場合は密閉した上で専用の保管場所に保管すること。

ハ 保護具を清潔にしておくこと。

4 使用する有機溶剤等の危険有害性の確認と周知徹底

事業者は、使用する有機溶剤等の危険有害性の確認等については、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 使用する有機溶剤等に付されている化学物質等安全データシート(以下「MSDS」という。)等により、その危険有害性を確認すること。

(2) 使用する有機溶剤等に MSDS 等が付されていない場合には、提供する事業者これに求めること。

- (3) 使用する有機溶剤等に含まれる化学物質の危険有害性について、労働者に周知徹底すること。
- (4) 使用する有機溶剤等に係る事故発生時の措置を定め、労働者に周知徹底すること。
- (5) 使用する有機溶剤等に含まれる化学物質の人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項、中毒発生時の応急措置等の情報を作業中の労働者が容易に分かることができるよう、見やすい場所に掲示すること。

5 呼吸用保護具の使用

事業者は、呼吸用保護具を使用させる場合にあっては、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 作業前の管理

- イ 酸素濃度が不明な作業場においては、送気マスク等を備えること。
- ロ 作業環境中に有機溶剤の蒸気と塗料の粒子等の粉じんが混在する作業については、次のいずれかによること。

(イ) 防じんマスクの検定にも合格している吸収缶を装着した有機ガス用防毒マスク(以下「防毒マスク」という。)を使用させること。

(ロ) JIS T8152 に適合するフィルター付きの吸収缶を使用させること。

(ハ) メーカーオプションのプレフィルターを吸収缶の前に取り付けて使用させること。

ハ 防毒マスクを使用させる場合にあっては、次によること。

(イ) 当該防毒マスクの取扱説明書等及び破過曲線図、メーカーへの照会等に基づいて作業場所における有機溶剤の気中濃度、作業場所における温度、湿度及び気圧に対して余裕のある使用限度時間をあらかじめ設定すること。

(ロ) 作業の予定時間に対して、防毒マスクが十分時間的に余裕を持って使用できるよう、必要に応じ防毒マスク用の予備の吸収缶を備えること。

(ハ) 試験ガスの破過時間よりも著しく破過時間が短い有機溶剤に対して使用した吸収缶は、一度使用したものは使用させないこと。

(2) 作業中の管理

イ 防毒マスクを使用させる場合にあっては、次によること。

(イ) 防毒マスク及び防毒マスク用吸収缶に添付されている使用時間記録カードに、使用した時間を記録すること。

(ロ) 防毒マスクを使用させる場合にあっては、上記(1)のハの(イ)により設定された使用限度時間を超えて防毒マスクを使用させないこと。

6 作業環境管理

事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) 作業の条件に応じて、適切な換気設備等を設置すること。
- (2) 換気設備が防爆構造を有していることを確認すること。
- (3) 換気設備が1月を超えない期間ごとに点検を受けていることを確認すること。
- (4) 換気方法及び使用する換気設備が、作業を行う場所の換気に十分な能力を有していることを確認すること。
- (5) 作業中に、換気設備が正常に稼働していることを確認すること。

(6) 全体換気装置を使用する場合にあっては、上記(1)から(5)に掲げる事項以外に、次に掲げる事項について確認すること。

イ 全体換気装置が有機溶剤の蒸気の発散源から離れすぎていること。

ロ 排気量に見合った吸気量が確保されていること。

ハ 作業を行っている労働者の位置に、新鮮な空気が供給されていること。

ニ 汚染された空気が直接外気に向って排出されていること。

ホ 外部に出た汚染された空気が作業場に再び入っていないこと。

ヘ 風管が曲がる等により排気の流れが妨げられていないこと。

ト 全体換気の妨げとなる障害物が全体換気装置と有機溶剤の蒸気発散源との間に置かれていないこと。

7 警報装置の使用等

地下室、浴室等の狭い場所において作業を行う場合にあっては、事業者は、次に掲げる事項を実施することが望ましいこと。

(1) 作業を行っている間、継続的に有機溶剤の気中濃度を測定すること。

(2) 警報装置を設置し、使用する場合には次の事項に留意すること。

イ 警報装置の性能

(イ) 使用する有機溶剤のばく露限界濃度以下まで濃度を検知できるものとする。

(ロ) 警報を発していることを作業中の労働者に速やかに知らせることができること。

(ハ) 防爆性能を有すること。

ロ 警報装置の設置場所

(イ) 同一作業場内であっても、複数の場所で作業が行われる場合には、それぞれの作業場所に警報装置を設置すること。

(ロ) 有機溶剤の気中濃度が最も高くなると考えられる場所に設置すること。

ハ 警報装置の使用法

(イ) 有機溶剤等に含まれる化学物質の種類に応じて適切に警報を発するよう、警報装置のメーカー等への照会等により警報を設定すること。

(ロ) 防毒マスクを使用する場合には、警報を発する濃度を当該防毒マスクの使用可能な範囲内に設定すること。

(ハ) 作業を行っている間は、常時稼働させておくこと。

(3) 著しい濃度の上昇が認められた場合の措置

上記(1)により、著しい濃度の上昇を認めた場合にあっては、次の措置を講ずること。

イ 速やかに労働者及び作業場の付近の労働者を作業場所から退避させること。

ロ 著しい濃度の上昇が認められた作業場所に初めて入る際は、十分換気し、適切な呼吸用保護具を着用すること。

ハ 著しい濃度の上昇が認められた後、作業を再開する前には次の措置を講ずること。

(イ) 換気の方法及び作業方法について必要な改善を行うこと。

(ロ) 有機溶剤の気中濃度が十分下がっていることを確認すること。

(八) 防毒マスクの吸収缶を交換すること。

8 健康管理

事業者は、労働者に対して、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) 雇入れ時の健康診断、定期健康診断及び有機溶剤に係る健康診断を実施すること。
- (2) 上記(1)の結果に基づき、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、設備の設置又は整備その他の適切な措置を講ずること。

9 労働衛生教育

事業者は、労働者に対して、次に掲げる事項を実施すること。その際、本ガイドラインの内容を踏まえてこれを行うこと。

(1) 雇入れ時等の教育

新たに有機溶剤を用いる業務に従事する労働者(労働者の作業内容の変更を行った場合を含む。)に対して有機溶剤に含まれる化学物質の危険有害性、健康管理、作業管理の方法、作業環境管理の方法、換気設備の使用法、呼吸用保護具等の保護具の使用法、関係法令等について特別教育に準じた教育を行うこと。

(2) 日常の教育

有機溶剤等を用いる業務に従事する労働者に対して、機会あるごとに有機溶剤の危険有害性、換気設備の使用法及び呼吸用保護具等の保護具の使用法等について教育を行うこと。